

平成 28 年 1 月 22 日
平成 28 年 3 月 22 日更新

「国民消費生活組合」等の団体名を名のる 「訴訟履歴がマイナンバーへ登録されます」 という内容の不審なメールに御注意ください

「国民消費生活組合」その他の団体名を名のり「有料サイトの登録料金が未払いになっており、放置すると訴訟履歴がマイナンバーに登録される」などとして、業者への連絡を求める不審なメールが送付されています（下記事例を御参照ください）。

マイナンバーの利用範囲は法律で決められており、マイナンバーから訴訟履歴が明らかになるようなことはありません。このようなメールが送られてきても開封せず、記載されているアドレスのウェブサイトにアクセスしたり、相手に連絡を取ったりしないでください。

相談事例

「【重要】国民消費生活組合より大切なお知らせ【重要】」というタイトルの不審なメールが届いた。このメールには、「【重要】マイナンバーに関わる大切なお知らせの為、必ず最後までお読み頂けます様お願い申し上げます。※個人情報保護法に基づき、第三者による貴方様の氏名・住所・電話番号・マイナンバー等の閲覧を防ぐ為、本電子文書へは非公開と致します。」と書かれており、有料サイトの登録料金が未払いとなっているため、民事訴訟の手続の関係で連絡を求める、という内容となっている。

このメールにはさらに、「【マイナンバーに関する注意】民事訴訟及び刑事訴訟の被告人（訴えられた側）となられた方は、訴訟履歴がマイナンバーへ登録されます。訴訟履歴がマイナンバーへ登録されますと今後一切記録を消すことが出来なくなります。」と書いてあるが、有料サイトの登録をした覚えもない。どうしたら良いか。

（2016年1月受付 契約当事者： 60歳代、男性、福岡県）

【本件問合せ先】

消費者庁消費者政策課

電話：03-3507-9188（直通）

FAX：03-3507-9287